

総務省 経験者選考採用試験（課長補佐級・総合職相当）

受 験 案 内

◇職務内容◇

標準的な官職が課長補佐である職制上の段階に属する官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

※ 国家公務員総合職試験合格者相当として採用します。

◇受験資格◇

応募時において、大学等（短期大学等を除く。）の卒業（大学院の課程等の修了を含む。）の後、民間企業、官公庁、国際機関、研究機関等において、勤務した経験が通算7年以上となる者。

◇求める人材◇

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 多様な勤務機会に挑戦する意欲のある者
- (5) 職務遂行上必要となる基礎的な外国語の能力を有する者
- (6) 大学卒業後、民間企業、官公庁、国際機関、研究機関等において、勤務した経験が応募時において通算7年以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (7) 採用後の研修又は勤務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その

他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

◇採用予定数◇

若干名

◇採用予定時期◇

令和 7 年 4 月 1 日（火）

※ 採用予定日については上記日程を目安としますが、受験者の都合による調整が可能です。

◇選考試験の流れ◇

応募／受付	訪問カード及び職務経歴書に必要事項を記入の上、 keikensya2@soumu.go.jp まで送付し、応募を行ってください。
一次選考	訪問カード及び職務経歴書の内容による評定※1
二次選考※2	短答試験（言語・数理・性格検査）、論述試験、人物試験

※1 国家公務員採用第Ⅰ種試験、国家公務員採用総合職試験、国家公務員経験者採用試験（係長級（事務））、司法試験、公認会計士試験第二次試験（平成 17 年度まで）及び公認会計士試験（平成 18 年度から）の合格者については、経歴評定における参考情報としますので、訪問カードの資格欄にその旨記入してください。

最終合格後に、応募資格を満たしていることを確認するために、勤務証明書等及び上記試験への合格を証明する書類（証明書等）を提出していただくことがあります。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

※2 選考は、経歴評定結果、短答・論述試験結果及び人物試験結果を総合的に評価して行います。

◇選考日程◇

応募／受付	令和 6 年 1 月 1 4 日（木）から 令和 6 年 1 月 1 8 日（水） 23 : 59 まで
一次選考結果の通知	令和 7 年 1 月 7 日（火） ※ 選考結果は順次お伝えするため、上記は最も遅い時期となります。
二次選考	令和 7 年 1 月 1 6 日（木）・1 月 1 7 日（金）

	※ 試験日については上記日程を原則としますが、受験者の都合による調整が可能です。また、進ちょく状況により、選考が複数日になることがあります。結果については二次選考最終日の翌日以降にお伝えします。
内定通知	令和7年1月30日（木）以降
採用	令和7年4月1日（火） ※ 採用予定日については上記日程を目安としますが、受験者の都合による調整が可能です。

◇試験地◇

総務省（東京都千代田区霞が関2-1-2）

◇合否の通知、採用方法◇

選考段階ごとに担当から直接ご連絡致します。

一次選考に不合格となった場合は二次選考に進むことはできません。

二次選考の合格者は最終合格者となります。

◇給与・勤務時間等◇

1. 給与

採用時の俸給月額、採用者の経験年数を踏まえ、国家公務員採用総合職試験（国家公務員採用第Ⅰ種試験）により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定します。

2. 勤務時間・休暇

勤務時間は、原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。休暇には、年次休暇（年20日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。